

四半期報告書

(第12期第2四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

株式会社ブロードバンドタワー

(E05494)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
2 【その他】	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	36

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第12期第2四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ブロードバンドタワー

【英訳名】 BroadBand Tower, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 大 和 敏 彦

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル

【電話番号】 03-5573-8181 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理統括 角 田 良 平

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル7階

【電話番号】 03-5573-8181 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理統括 角 田 良 平

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 第2四半期連結 累計期間	第12期 第2四半期連結 累計期間	第11期 第2四半期連結 会計期間	第12期 第2四半期連結 会計期間	第11期
会計期間	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 6月30日
売上高 (千円)	5,924,244	7,489,005	3,115,180	3,974,694	12,812,964
経常利益 (千円)	266,058	389,912	204,812	171,962	704,167
四半期(当期)純利益 (千円)	107,185	256,577	73,394	63,688	292,963
純資産額 (千円)	—	—	5,614,640	6,168,673	5,853,381
総資産額 (千円)	—	—	8,833,185	9,594,786	8,341,948
1株当たり純資産額 (円)	—	—	57,821.19	62,292.37	59,672.50
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	1,155.65	2,710.80	780.30	672.54	3,134.28
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	1,152.27	2,681.03	780.16	665.70	3,099.92
自己資本比率 (%)	—	—	61.6	61.6	67.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	538,305	616,845	—	—	995,190
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△166,556	△158,371	—	—	△341,789
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△127,551	△205,508	—	—	△827,891
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	3,698,310	3,531,286	3,277,949
従業員数 (名)	—	—	106	115	103

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	115 (9)
---------	---------

- (注) 1 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び派遣社員を含み、嘱託契約の従業員を除いています。
4 従業員数が当第2四半期連結会計期間において12名増加しております。主な理由はコンピュータプラットフォーム事業の拡大に伴う増員によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	93 (3)
---------	--------

- (注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。
2 臨時従業員には、パートタイマー及び派遣社員を含み、嘱託契約の従業員を除いています。
3 従業員数が当第2四半期会計期間において9名増加しております。主な理由はコンピュータプラットフォーム事業の拡大に伴う増員によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
	金額(千円)	
コンピュータプラットフォーム事業	2,073,022	—
Eコマースプラットフォーム事業	1,901,672	—
合計	3,974,694	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ヤフー株式会社	1,191,098	38.2	1,163,373	29.3

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

欧米経済の低迷や円高などにより、日本経済は減速懸念が強まりつつあるなか、当第2四半期連結会計期間（平成22年10月1日～平成22年12月31日）において、当社グループでは、既存サイトでの顧客獲得を進めるとともに、成長著しいクラウド・コンピューティングサービスの拡充及び新規顧客獲得、主力プロダクトである「Isilonシリーズ」のストレージ機器販売に加え、連結子会社ビービーエフが行うECシステム構築支援・運用サービス及びTVショッピング支援事業に注力してまいりました。

特にクラウド・コンピューティングへの取り組みはクラウドサービスを今後の事業の一つの柱とすべく積極的に行っており、昨年9月に高信頼性クラウドを実現する「Flex Cloud（フレックスクラウド）戦略」を発表し、クラウド・コンピューティング市場に本格参入いたしました。現在、他社にはない新サービスを開発することで差別化を図り、事業の拡大につなげてまいります。

こうした事業活動の結果、当第2四半期連結会計期間における当社グループの売上高は3,974百万円（前年同四半期比27.6%増加）と大幅増収となりました。利益につきましては、データセンターに関わる原価低減施策は継続的に実施しているものの、「Isilonシリーズ」の第1四半期への前倒しや、次の成長への準備による支出により、営業利益は176百万円（前年同四半期比18.8%減少）、経常利益は171百万円（前年同四半期比16.0%減少）、四半期純利益は63百万円（前年同四半期比13.2%減少）となりました。

当第2四半期連結会計期間におけるセグメントの概況は以下のとおりであります。

① コンピュータプラットフォーム事業

当社では従来スペースサービスに加え、ホスティングサービスを中心としたアプリケーションプラットフォームサービスに注力しておりますが、成長が加速するクラウド・コンピューティング分野への展開を図るべく「Flex Cloud」戦略を新たに発表し、第一弾としてクラウド型ホスティングサービス「Flex-IaaS」を開始しております。既に柔軟性の高いホスティングサービス「Flex Hosting」を提供しておりますが、「Flex-IaaS」は、「Flex Hosting」をさらに発展させたサービスであり、新規顧客を順調に獲得できております。また、SaaS事業者やサービスインテグレータが、サーバやOSなどのインフラ運用を気にせず効率よくアプリケーション開発を行う環境を実現する「Flex-PaaS」は、本格的なサービス展開に向けて準備をしております。なお、本サービスは米Morphlabs社と共同開発を行っておりますが、クラウド・コンピューティング分野において、より密な協業体制を構築するべく、昨年12月に100万ドルを出資いたしました。これにより、インフラからアプリケーションまでの完全なクラウド・コンピューティングサービスを提供することが可能となります。

しかしながら、当社の主力プロダクトである「Isilonシリーズ」のストレージ機器販売は、新規顧客を獲得できたものの、第1四半期への前倒販売に加え、企業のIT投資抑制の影響により、当初の売上計画を下回りました。

その結果、コンピュータプラットフォーム事業の売上高は2,073百万円、営業利益については66百万円となりました。

② Eコマースプラットフォーム事業

連結子会社である株式会社ビービーエフにおいて、ECシステム構築支援・運用サービス及びTVショッピング支援事業を展開しておりますが、既出店ブランドの売上高の増加、新ブランドの増加により、事業活動は当初の計画以上に進捗しております。なお、ECシステム構築支援・運用サービスにおける取扱いブランド数は293ブランドとなり、既存のECサイトの売上増加に加え、ブランド数も順調に増加しております。

TVショッピング支援事業は、今後の中国進出を睨み、台湾でのTV支援事業を開始しておりますが、月額売上高は10百万円を超え、順調に稼動しております。

その結果、売上高は1,901百万円、営業利益は110百万円となり、継続的な成長を続けております。

今後は、日本・台湾双方のTVショッピング事業のノウハウを融合するとともに、日本のテレビショッピングの売れ筋商品や日本企業の優れた商品の取扱いを増やしてまいります。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ1,252百万円増加し、9,594百万円となりました。これは主に、売掛金の増加370百万円、「資産除去債務に関する会計基準」の適用等による有形固定資産の増加241百万円及び繰延税金資産の増加263百万円によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ937百万円増加し、3,426百万円となりました。これは主に、買掛金の増加478百万円、長期借入金の減少202百万円及び「資産除去債務に関する会計基準」の適用による資産除去債務の増加574百万円によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ315百万円増加し、6,168百万円となりました。これは主に、四半期純利益の計上による利益剰余金の増加256百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、第1四半期連結会計期間末と比較して201百万円増加し、3,531百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、325百万円（前年同四半期比10.4%増）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益161百万円、減価償却費93百万円及び仕入債務の増加額157百万円等の増加要因に対し、売上債権の増加額251百万円等の減少要因があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、125百万円（前年同四半期比212.9%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出32百万円及び投資有価証券の取得による支出83百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、865千円（前年同四半期7百万円の使用）となりました。これは主に、リース債務の返済による支出5百万円及び新株式の発行による収入7百万円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しについて重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000
計	320,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	101,769	101,824	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用しておりませ ん。
計	101,769	101,824	—	—

(注) 第2四半期会計期間期初現在の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所（ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」）であります。

なお、大阪証券取引所（ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」）は、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月28日臨時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	164 (注) 1, 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	820 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,043 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,043 資本組入額 16,022 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。
 - ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
 - ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア)対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ)対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ)対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ)対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
 - ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できることができるものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
 - ④ その他の消却事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成16年12月22日臨時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	22 (注)1, 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注)2, 5
新株予約権の行使期間	自 平成18年12月23日 至 平成23年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が本株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア)対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ)対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ)対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ)対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できることができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 4 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
- ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- ④ その他の消却事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成17年3月17日臨時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	20 (注) 1, 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5
新株予約権の行使期間	自 平成19年3月18日 至 平成24年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。

(ア)対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合

(イ)対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合

(ウ)対象者である当社の使用人が、定年退職した場合

(エ)対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合

- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できることができるものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
 - ④ その他の消却事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

② 新株予約権

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年9月19日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	777 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	777
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,650 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成22年12月26日 至 平成27年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,650 資本組入額 16,325
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)を次の算式により調整し(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とします。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し(1株

未満の端数は切り捨て)、当該時点で行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とします。

- 2 ① 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストック・オプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

- ② 本項で規定される行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とします。

本項に規定される行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とします。

- ③ 本項に従い新株予約権の行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによることとします。

調整後行使価額は、(i)当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権および新株引受権の行使により新株を発行する場合を除く）は払込期日の翌日以降（ただし、株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、(ii)株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、(iii)株式併合の場合は会社法第219条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用することとします。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該議案が承認された株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合には、調整後行使価額は、当該議案が承認された株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用することとします。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割の基準日の翌日から当該議案が承認された株主総会の終結の日までに新株予約権者が新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という）場合、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を新株予約権者に発行または移転することとします。この場合、計算の結果生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{新規発行または移転株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times (\text{承認前行使株式数})}{\text{調整後行使価額}}$$

- ④ 本項に従い行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知することとします。

ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知することとします。

- 3 新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 権利を付与された者（以下「新株予約権者」という）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。

- ② 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。

- ③ 新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社または当社グループ会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。

- ④ 前号の地位を喪失した場合でも、以下に定める事由が認められる場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できるものとする。

(ア) 当社または当社子会社の取締役、監査役である新株予約権者が、任期満了を理由に退任した場合

(イ) 当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合により転籍した場合

(ウ) 当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、定年退職した場合

(エ) 当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合

- ⑤ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

- ⑥ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。

ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。

- ⑦ その他新株予約権の行使の条件は、当社定時株主総会（平成20年9月19日開催）および当社取締役会決議（平成20年12月24日開催）に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 4 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 新株予約権の取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日(注)	225	101,769	3,811	2,305,338	3,811	2,288,627

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社インターネット総合研究所	東京都目黒区目黒1丁目24-12 オリックス 目黒ビル3F	38,564	37.89
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1	2,609	2.56
宇野 博之	東京都世田谷区	2,000	1.96
株式会社サン・クロレラ	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 369番地	1,520	1.49
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	1,391	1.36
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4	913	0.89
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	785	0.77
サン・クロレラ販売株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 369番地	750	0.73
チャールズ レーシー	愛知県名古屋	655	0.64
中嶋 豊次	千葉県千葉市	521	0.51
計	—	49,708	48.80

(注) 上記のほか当社所有の自己株式6,880株(6.76%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,880	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,889	94,889	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	101,769	—	—
総株主の議決権	—	94,889	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が1株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の名義書換失念株式の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ブロードバンド タワー	東京都港区赤坂四丁目2 番6号住友不動産新赤坂 ビル	6,880	—	6,880	6.76
計	—	6,880	—	6,880	6.76

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	93,500	89,900	61,500	66,700	78,000	95,500
最低(円)	67,100	58,200	53,000	50,300	51,300	66,400

(注) 7月から9月までの最高・最低株価は、大阪証券取引所市場(ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」)におけるものであります。

なお、大阪証券取引所(ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」)は、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,531,286	3,277,949
売掛金	1,980,890	1,610,855
商品及び製品	169,674	122,931
その他	310,658	310,594
貸倒引当金	△3,339	△3,699
流動資産合計	5,989,170	5,318,631
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,363,666	1,067,152
機械及び装置（純額）	271,725	275,980
工具、器具及び備品（純額）	400,070	447,940
リース資産（純額）	22,392	24,938
有形固定資産合計	※1 2,057,854	※1 1,816,010
無形固定資産		
のれん	14,299	23,832
その他	72,627	66,620
無形固定資産合計	86,926	90,452
投資その他の資産	1,460,835	1,116,852
固定資産合計	3,605,616	3,023,316
資産合計	9,594,786	8,341,948
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,237,273	759,004
1年内返済予定の長期借入金	※2 405,000	※2 405,000
未払法人税等	150,976	201,907
賞与引当金	14,392	—
その他	429,236	304,815
流動負債合計	2,236,879	1,670,727
固定負債		
長期借入金	※2 607,500	※2 810,000
資産除去債務	574,642	—
その他	7,091	7,839
固定負債合計	1,189,234	817,839
負債合計	3,426,113	2,488,566

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,305,338	2,299,844
資本剰余金	2,288,627	2,283,133
利益剰余金	2,673,115	2,416,538
自己株式	△1,348,480	△1,348,480
株主資本合計	5,918,602	5,651,037
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,340	—
繰延ヘッジ損益	△6,400	△8,465
評価・換算差額等合計	△7,741	△8,465
新株予約権	12,106	9,737
少数株主持分	245,706	201,072
純資産合計	6,168,673	5,853,381
負債純資産合計	9,594,786	8,341,948

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
売上高	5,924,244	7,489,005
売上原価	5,013,236	6,373,544
売上総利益	911,007	1,115,460
販売費及び一般管理費	※1 624,507	※1 715,171
営業利益	286,500	400,289
営業外収益		
受取利息	711	813
為替差益	—	4,466
業務受託手数料	3,442	4,967
その他	2,938	2,286
営業外収益合計	7,093	12,533
営業外費用		
支払利息	22,216	12,640
出資金評価損	—	9,969
その他	5,319	300
営業外費用合計	27,535	22,910
経常利益	266,058	389,912
特別損失		
固定資産除却損	※2 4,841	※2 16,198
賃貸借契約解約損	58,034	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	202,156
その他	0	10
特別損失合計	62,876	218,365
税金等調整前四半期純利益	203,182	171,546
法人税、住民税及び事業税	59,593	134,313
法人税等調整額	12,266	△263,978
法人税等合計	71,859	△129,664
少数株主損益調整前四半期純利益	—	301,211
少数株主利益	24,137	44,633
四半期純利益	107,185	256,577

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	3,115,180	3,974,694
売上原価	2,599,678	3,398,541
売上総利益	515,502	576,153
販売費及び一般管理費	※1 297,716	※1 399,286
営業利益	217,785	176,866
営業外収益		
受取利息	45	50
業務受託料	960	—
業務受託手数料	898	1,440
協賛金収入	—	500
固定資産受贈益	1,121	—
その他	△221	340
営業外収益合計	2,803	2,331
営業外費用		
支払利息	10,463	5,772
為替差損	1,679	1,400
その他	3,634	62
営業外費用合計	15,777	7,235
経常利益	204,812	171,962
特別損失		
固定資産除却損	※2 4,770	※2 10,944
賃貸借契約解約損	58,034	—
その他	0	0
特別損失合計	62,805	10,945
税金等調整前四半期純利益	142,007	161,017
法人税、住民税及び事業税	47,771	71,798
法人税等調整額	5,291	△1,556
法人税等合計	53,063	70,242
少数株主損益調整前四半期純利益	—	90,775
少数株主利益	15,548	27,086
四半期純利益	73,394	63,688

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	203,182	171,546
減価償却費	192,035	188,248
のれん償却額	9,532	9,532
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△28	△360
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	14,392
受取利息及び受取配当金	△711	△813
支払利息	22,216	12,640
固定資産除却損	4,841	16,198
株式報酬費用	3,482	2,368
出資金評価損	1,371	9,969
賃貸借契約解約損	58,034	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	202,156
売上債権の増減額 (△は増加)	△213,583	△331,498
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,537	△46,742
仕入債務の増減額 (△は減少)	273,677	478,269
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△16,641	△19,197
その他	57,923	118,755
小計	592,794	825,467
利息及び配当金の受取額	771	813
利息の支払額	△17,743	△13,685
法人税等の支払額	△37,517	△195,749
営業活動によるキャッシュ・フロー	538,305	616,845
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△57,683	△52,053
ソフトウェアの取得による支出	△8,872	△17,754
投資有価証券の取得による支出	△100,000	△88,763
その他	—	200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△166,556	△158,371
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△202,500	△202,500
設備関係割賦債務の返済による支出	△4,953	△4,210
リース債務の返済による支出	△9,123	△9,661
株式の発行による収入	89,025	10,864
財務活動によるキャッシュ・フロー	△127,551	△205,508
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,006	370
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	245,204	253,336
現金及び現金同等物の期首残高	3,453,106	3,277,949
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,698,310	※ 3,531,286

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益が14,370千円、税金等調整前四半期純利益が216,526千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は569,473千円であります。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。 前第2四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「出資金評価損」は、当第2四半期連結累計期間において金額的重要性が増したため、区分掲記しております。なお、前第2四半期連結累計期間の「出資金評価損」は1,371千円であります。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、2,332,208千円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、2,174,788千円であります。
※2 借入コミットメントライン契約 コミットメントライン 契約の総額 2,500,000千円 借入実行残高 2,025,000千円 未実行残高 475,000千円	※2 借入コミットメントライン契約 コミットメントライン 契約の総額 2,500,000千円 借入実行残高 2,025,000千円 未実行残高 475,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 199,041千円 業務委託料 121,214千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 203,190千円 業務委託料 156,725千円 賞与引当金繰入額 8,059千円
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 2,589千円 機械及び装置 1,691千円 工具、器具及び備品 49千円 その他 511千円 計 4,841千円	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 12,765千円 機械及び装置 39千円 工具、器具及び備品 3,393千円 計 16,198千円

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 98,777千円 業務委託料 49,346千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 102,897千円 業務委託料 120,542千円 賞与引当金繰入額 4,087千円
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 2,519千円 機械及び装置 1,691千円 工具、器具及び備品 49千円 その他 511千円 計 4,770千円	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 7,551千円 工具、器具及び備品 3,393千円 計 10,944千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の範囲と現金及び預金勘定は一致しております。	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の範囲と現金及び預金勘定は一致しております。

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成22年7月1日
至 平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	101,769

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	6,880

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第2四半期連結会計期間末残高 提出会社 12,106千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	コンピュータプラットフォーム事業 (千円)	Eコマースプラットフォーム事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	2,109,316	1,005,863	3,115,180	—	3,115,180
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,668	1,440	4,108	(4,108)	—
計	2,111,984	1,007,303	3,119,288	(4,108)	3,115,180
営業利益	154,709	63,038	217,748	37	217,785

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)

	コンピュータプラットフォーム事業 (千円)	Eコマースプラットフォーム事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	4,120,544	1,803,699	5,924,244	—	5,924,244
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,326	2,880	8,206	(8,206)	—
計	4,125,870	1,806,579	5,932,450	(8,206)	5,924,244
営業利益	189,098	97,327	286,425	74	286,500

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
コンピュータプラットフォーム事業	スペースサービス、インターネット接続サービス、運用監視サービス、ホスティングサービス、アプリケーションサービス、データセンター運用受託サービス、プロダクト販売、コンサルティングサービス
Eコマースプラットフォーム事業	ECシステム構築支援・運用サービス、TVショッピング支援事業、コンテンツ配信サービス、コンテンツ企画・制作、サイト構築支援

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成されており、各社において取り扱う製品・サービスについての包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は各会社を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、「コンピュータプラットフォーム事業」及び「Eコマースプラットフォーム事業」の2つを報告セグメントとしております。

「コンピュータプラットフォーム事業」は、スペースサービス、インターネット接続サービス、運用監視サービス、ホスティングサービス、データセンター運用受託サービス、プロダクト販売、コンサルティングサービス等を提供しております。「Eコマースプラットフォーム事業」は、ECシステム構築支援・運用サービス、TVショッピング支援事業等を提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	コンピュータプラットフォーム事業	Eコマースプラットフォーム事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	4,179,566	3,309,438	7,489,005	—	7,489,005
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,436	2,880	8,316	(8,316)	—
計	4,185,002	3,312,318	7,497,321	(8,316)	7,489,005
セグメント利益	221,349	178,867	400,217	72	400,289

(注) 1 セグメント利益の調整額72千円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	コンピュータブ ラットフォーム 事業	Eコマースプラ ットフォーム 事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	2,073,022	1,901,672	3,974,694	—	3,974,694
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,718	1,440	4,158	(4,158)	—
計	2,075,740	1,903,112	3,978,852	(4,158)	3,974,694
セグメント利益	66,505	110,325	176,830	36	176,866

(注) 1 セグメント利益の調整額36千円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：千円)

科目	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
長期借入金	607,500	600,301	7,198	(注)

(注) 長期借入金の時価の算定方法

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年6月30日)	
1株当たり純資産額	62,292.37円	1株当たり純資産額	59,672.50円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,155.65円	1株当たり四半期純利益金額	2,710.80円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,152.27円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,681.03円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	107,185	256,577
普通株式に係る四半期純利益(千円)	107,185	256,577
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	92,749	94,650
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	272	1,051
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	前連結会計年度において希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった、第2回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数360株)、第3回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数185株)及び第7回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数897株)は、当第2四半期連結累計期間において希薄化効果を有しているため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めております。	

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	780.30円	1株当たり四半期純利益金額	672.54円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	780.16円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	665.70円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	73,394	63,688
普通株式に係る四半期純利益(千円)	73,394	63,688
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	94,059	94,699
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	17	973
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	前連結会計年度において希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった、第7回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数897株)は、当第2四半期連結会計期間において希薄化効果を有しているため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めております。	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高が、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

株式会社ブロードバンドタワー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 井 武 志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

株式会社 ブロードバンドタワー

取締役 会 御中

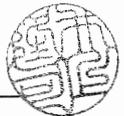
有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

井上隆司



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

原井武志



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月8日

株式会社ブロードバンドタワー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 井 武 志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【会社名】 株式会社ブロードバンドタワー

【英訳名】 BroadBand tower, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 大 和 敏 彦

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役執行役員社長大和敏彦は、当社の第12期第2四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。